

非常勤職員（相談業務補助職員）の募集について

沖縄行政評価事務所では、行政相談業務の円滑な運営を図るため、非常勤職員（相談業務補助職員）を採用します。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	相談業務補助職員
職務内容	- 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関すること - 行政に関する苦情等の受付・処理の補助に関すること - その他任命権者が指示する事項に関すること
募集人員	1人
応募資格	以下の条件を満たしている方 行政について知識と経験を有し、行政運営の改善に熱意を有していると認められる者又は、民間において苦情の受付・処理の経験を有する者 なお、以下に該当する方は、応募できませんので、御了承ください。 - 日本国籍を有しない者 - 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 - 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土日休日を除く）（休憩時間：12時00分～13時00分）
勤務地	総務省沖縄行政評価事務所 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階
雇用期間	令和8年11月1日から9年3月31日まで。 採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切翌月支払）
賃金	概ね日給12,833円 ※期末・勤勉手当：有（当方規定による）
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給（当方規定による。）
退職手当	無
加入保険等	雇用保険 社会保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）が一定条件下で適用されます。）
住宅	無・住居手当有（当方規定による）□
応募方法	履歴書（写真貼付）に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとします）により提出願います。 応募の際は、封筒に「相談業務補助職員応募」と朱書きしてください。 書類選考の上、面接日時等を通知いたします。 令和8年9月25日以降は、応募状況によって、募集を締め切らせていただきます。 ※郵送の場合、9月25日消印有効。電子メールの場合、9月25日15時まで
その他	応募の秘密については厳守いたします。（応募書類等の返却はいたしません。） 採用者にあつては国家公務員法の適用を受けます。 雇用期間後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。 一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。 また、一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合制度（長期給付）が適用されます。

【履歴書の送付先】

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階

沖縄行政評価事務所 総務課採用担当

メールアドレス okn-saiyou@soumu.go.jp

【問合せ先】

総務省沖縄行政評価事務所総務課（鍛冶屋、與古田）

TEL 098-866-0145（直通）

メールアドレス okn-saiyou@soumu.go.jp